

平成29年度第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年11月10日(金)午後2時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年11月10日午後2時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	中島 良治
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	長谷川 元

9. 提 出 議 案

委嘱状交付

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局

それでは皆様、御起立をお願いいたします。礼。着席。

皆様こんにちは。ただいまから、平成29年度第8回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、農業委員会等に関する法律の改正により、新たに新設されました農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式を行います。

長洲町農業委員会では、町内を腹赤区域、六栄区域、長洲・清里区域の三つの区域に分けております。新たな農地利用最適化推進委員として8名の方に委嘱を行います。

推進委員の皆さんにおかれましては、公私御多忙の中、快くお引き受けをいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、濱北会長から委嘱状を交付いたします。

濱北会長

委嘱状、中村建治様。長洲町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱します。平成29年11月10日から平成32年10月30日まで。平成29年11月10日、長洲町農業委員会会長、濱北圭右。よろしくをお願いいたします。

委嘱状、楠田源志様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、池上春男様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、坂井隆浩様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、池上章様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、徳永章様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、城戸政治様。以下同文です。よろしく申し上げます。

委嘱状、磯川伸哉様。以下同文です。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、新たな農業委員会の体制となりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局の御紹介をいたします。

まず初めに、事務局を紹介いたします。

事務局長の中島と申します。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局の木原です。

事務局

事務局の木原と申します。今後ともよろしく申し上げます。御相談とか、何かわからないことがあればお聞きください。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、続きまして農業委員の皆さんを御紹介いたしますけれども、私から一人ずつお名前を言いますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

まず初めに、濱北農業委員会会長です。

濱北会長

濱北圭右と申します。出身は清里校区で、行政区は建浜区になります。よろしく申し上げます。

事務局

続きまして、会長職務代理者の増岡さんです。

増岡委員

こんにちは。増岡美知子と申します。2期目です。住まいは向野です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

続きまして、土山さんです。

土山委員

こんにちは。梅田の土山秋吉です。よろしく申し上げます。

事務局

続きまして、中嶋さんです。

中嶋委員

腹赤区の中嶋です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

続きまして、松野さんです。

松野委員	清源寺区の松野です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、濱崎さんです。
濱崎委員	濱崎伸二と申します。新町区です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、嶋田さんです。
嶋田委員	上沖洲の嶋田です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、大淵さんです。
大淵委員	赤田の大淵です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、島川さんです。
島川委員	向野の島川俊昭です。よろしくお願ひします。
事務局	石井さんです。
石井委員	鷲巢の石井博俊です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、農地利用最適化推進委員の皆さんを御紹介いたします。腹赤区域担当になります中村さんです。
中村推進委員	行政区は平原です。よろしくお願ひします。
事務局	続いて、楠田さんです。
楠田推進委員	行政区は清源寺です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、池上さんです。
池上(春)推進委員	腹赤新町の池上です。よろしくお願ひします。
事務局	次は六栄区域担当になります。池上さんです。
池上(章)推進委員	折地区の池上です。よろしくお願ひします。
事務局	続いて、徳永さんです。
徳永推進委員	葛輪区の徳永です。よろしくお願ひします。
事務局	続いて、城戸さんです。
城戸推進委員	立野区の城戸政治です。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、長洲・清里区域担当になります。坂井さんです。
坂井推進委員	梅田の坂井です。よろしくお願ひします。
事務局	続いて、磯川さんです。
磯川推進委員	大明神区の磯川です。よろしくお願ひします。
事務局	最後に、農林水産課の長谷川課長補佐でございます。
長谷川課長補佐	長谷川です。どうぞよろしくお願ひします。
事務局	これから3年間、皆さんのお力をおかりしまして農業委員会の業務に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。
	それでは、定例会を始めてまいります。
	まず、濱北会長より御挨拶をお願ひいたします。
濱北会長	皆さん、改めてこんにちは。
	今、新たに新設されました農地利用最適化推進委員の委嘱状交付が終わりました。10日ほど前に農業委員の任命状が交付されまして、これで長洲町農業委員会が完全に今日からスタートするわけでございます。
	後ほど、県農業会議の坂口事務局次長さんが勉強会をされるということでこちらに見えるかと思いますが、最初からあまり無理をせずに、わかるところからぼちぼち

やっていくような勉強の仕方を取り組んでいただきたいと思います。

初めて農地利用最適化推進委員というのができましたから、中身でわかりにくいところがあるかもわかりません。農業委員と最適化推進委員が一体となって、また意思の疎通を図りながら、ゆっくり進んでいきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

それでは、今回が新体制になりまして初めての定例会となります。議事進行等で御不明な点、不安な部分があるかと思っておりますけれども、些細なことでも結構ですでお尋ねをしていただければと思っております。

また、農地利用最適化推進委員の皆さんは、定例会の議事につきましては議決権等はありません。定例会終了後の勉強会で業務等の話もあると思いますが意見を述べることはできますので、今後、農地転用等につきましては、農業委員と一緒に現地確認を行っていただきまして、議長から意見を伺いますので、転用事業等による周辺農地への農業等への支障など、意見を出していただければと思っております。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

本日、欠席の委員は誰もいらっしゃいませんので、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行につきましては、濱北会長にお願いをいたします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第42号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、5番松野委員、6番濱崎委員にお願いをいたします。

それでは、議事を進めてまいります。1ページです。

報告第16号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第16号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

1ページ目をごらんください。

まずは、合意解約についてでございますけれども、農地等の賃貸借の解約等についてとなりますので、これは、農地法の3条による賃貸借や農業経営基盤強化促進法による賃貸借等の締結に関しましては、期間内に諸事情により解約する場合は、農地法の第18条1項で、解約届の際には都道府県知事に許可を受けなければなりませんとなっております。また、第6項につきましても、双方合意の場合は農業委員会に通知することとなっております、それを受けてこの定例会で、報告をしておりますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、説明を行います。

受付番号の15番です。一番上ですね。こちらの申請人及び住所、申請物件の所在、地目、現況、面積は議案に書いているとおりでございます。

理由につきましては、契約者の変更による合意解約となっているところでございます。

報告でございますので、続いて16番も行います。

受付番号の16番でございます。先ほど申しましたとおり、議案書のとおりになっております。

こちらの理由といたしましては、今後、この方は自作をされるということで合意解約の届け出をされているということでございます。

続きまして、17番でございます。こちらのほうも、見ていただけるとお名前、所在等が書いてございます。こちらも今後自作を行うということで合意解約届を出されております。続きまして、18番でございます。こちらは、議案記載のとおりですけれども、こちらの場合は所有権移転を行うための合意解約です。5筆ございますけれども、こちらは全部所有権移転を行うということで合意解約をされているということでございます。

次のページをごらんください。2ページ目に移ります。

受付番号の19番でございます。こちらも議案記載のとおりでございます。理由も18番と同じで、合意解約の理由が所有権移転という形となっております。

最後の受付番号20番でございます。こちらに関しましても、理由が所有権移転ということで合意解約届が出されているということでございます。

内容につきましては、議案のほうで確認をしていただければと思っております。

以上で、受付番号の15番から20番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。

濱北会長

意見がないようですので、この報告は承認して終わることといたします。

次に進みます。3ページです。

議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第39号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

まず、農地法の第3条第1項につきましては、農地を農地として賃貸借や所有権移転または競売や公売、相続人以外の人への特定遺贈、遺贈というのは遺言等で遺産を処分するようなことですね、それによるものについては、農業委員会の許可を受ける必要がございます。

それでは、議案の御説明をさせていただきます。

受付番号の5番でございます。こちらは10筆あると思います。先ほどの合意解約後の贈与についての所有権移転となります。先ほどご報告しました中で、先ほどの受付番号18、19、20は所有権移転という説明をしましたが、その分の農地が含まれている分でございます。

それでは、説明を行います。

申請人でございますけれども、譲受人、譲渡人の所在については議案でご確認をお願いいたします。

許可の要件について御説明をいたします。

全部効率利用要件というのがございます。譲受人は農作業歴40年以上ありまして、経営面積が9,835㎡、これは親子3人で農作業に従事されているということでございます。水稲、野菜の作付を行っておられ、申請地には水稲や野菜をつくるということでございました。ここも全ての農地を利用するというので、また、別に貸付地等7,574㎡もございます。

機械の所有状況でございますけれども、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、営農用トラック1台を所有をされております。

通作距離につきましても、自宅から5分から10分というところに農地があるということでもございました。

地域との調和要件でございますけれども、申請地には水稲、野菜の作付を行うということであり、また、農薬の使用方法についても地域の防除基準に従って行うということでもございました。地域のほかの農業者と適切な役割を分担し、継続、安定的に農業経営が行われることにつきましては、農地の清掃活動については遵守、協力をするということでもございました。

取得後の下限面積の要件につきましても、所得後は2万1,447㎡となり、下限面積が5,000㎡となっており、これを超えているので問題はないと思われまます。

簡単ではございますけれども、以上で、受付番号5番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がございました。ここで、補足説明を担当委員の2番増岡委員をお願いいたします。

増岡委員

4ページから13ページまで、ずっと申請地の地図があります。それに矢印をしてありますが、現地を見ましたら、いずれもきれいに耕作されておりまして、所有者の贈与により所有権移転してもちゃんときちんとつくられると思われ、何も問題はなかったと思います。ほんとうにベテランの、40年の方がつくられるので、ほんとうに心配はないと思います。今、事務局がほとんど説明されましたので、そのように思います。

以上、御審議ください。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員の補足説明がありました。この件について何か委員の方、質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、ここで賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。農業委員の方、全員賛成でございますので、受付番号5番

については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。14ページです。

議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第40号でございます。農地法第4条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

農地法第4条第1項につきましては、農地の所有者がみずから農地を農地以外の目的に供する場合は、熊本県知事の許可を受ける必要がございます。

申請人でございますけれども、議案書に記載をしているとおりでございます。申請物件につきましても議案書のとおりでございます。所在、地番、地目、面積についてはご確認をお願いしたいと思います。

申請理由につきましては、現在、里道の幅だけでは自家用車が自宅へ乗り入れることができないということで、専用道路の建設でございます。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。

この農地区分ですけれども、なかなかわかりにくいと思います。まずは農用地区域内農地、これは青地といわれる農地区域でございます、原則不許可でございます。

次に甲種農地、こちらは市街化調整区域内の農業公共投資の8年以内の農地、これは圃場整備等を行った部分が主になってくるのではないかと思います。長洲町には市街化調整区域はないので、これはありません。これも原則不許可にはなっておりますけれども、横のほうを見ていただくと、25ページの立地基準、黄色のところ書いていますが、例外許可があります。

次に、第1種農地です。集団農地で10ヘクタール以上ということで御説明をさせていただきましたけれども、これも例外許可がございます。右のほうを見ていただくと原則不許可にはなっておりますけれども、例外許可がございますので、これに当てはまるかどうかという部分でございます。

次に、第2種農地、こちらは農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地というところで区分がされております。

次に、第3種農地、こちらは、都市計画区域内農地などとなります。こちらは原則許可という区分になっているところでございます。

説明を続けたいと思います。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年12月15日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、住宅への専用道路であるため、これも適当と判断をしております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、切土、盛土の工事は行わず、

申請地の表面を平らにならした後、碎石を敷きならすだけの通路で、通路として利用するということでしたので、近隣農地への土砂の流出はありません。

その他といたしまして、通路のため、新たな排水はないということでした。

以上で、受付番号2番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。補足説明を、担当委員の増岡委員にお願いをいたします。

増岡委員 増岡でございます。16ページ、17ページをごらんください。

折地のところ、鳥居のマークがあって、指をさしている申請地というところですね。現地を見ましたら、ほんとうに狭くて、もし家が建ったならば通路としてはなかなか難しいだろうなというところで、今のうちに通路の幅を確保されるということなので妥当ではないかと思いました。ほんとうに狭いところで、今の里道のままでは、後から家を建てたりとかするときには許可がおりないので、やむを得ず通路にするということによかったかなと思いました。あと、近隣するところは全て農地であり、そんな支障はないかと思いました。

御審議、よろしくお願ひいたします。

濱北会長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明と担当委員の補足説明が終わりました。この件について何か質問等はありませんか。

ありません の声有

濱北会長 質問等がなければ、賛成の方の挙手を求めますけど、いいでしょうか。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号2番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。18ページです。

議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、議案第41号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

農地法第5条第1項につきましては、農地の所有者から第三者へ権利移動ですね、売買等で権利移動をされる場合、農地を農地以外の目的に供する場合に熊本県知事のほうに許可を受ける必要がございますので、議案として提出するものでございます。

それでは、受付番号19番でございます。

申請人でございますけれども、こちらのほうも議案のほうで確認をしていただけたらと思います。

申請物件につきましても、所在、地番、地目、面積につきましては議案のほうに詳細に書いておりますので、こちらのほうで確認をお願いしたいと思います。

申請理由につきましては、自己所有地と公道が接していないため、出入りするための専用道路の建設でございます。

敷地面積は157㎡です。

申請地の農地区分、先ほども言いました農地区分につきましては、都市計画法に定

められている用途地域内でございますので、第3種農地として判断しております。
資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年12月10日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積に妥当性につきましては、自己所有地の専用道路であるため、こちらのほうも適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障につきましては、切り土、盛り土工事は行わないということで、現地盤の上の山砂を敷きならすだけの通路として利用されるため、造成工事による土砂の流出はないということでございました。

その他、新たな排水はないということでございます。

以上で、受付番号19番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。補足説明を担当委員の6番濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番の濱崎です。場所は、20ページ、21ページを見ていただいて、大崎葬祭の右手、ちょっと入り込んだ住宅地になります。周辺は住宅ばかりなので、周辺の農地に対する影響はないと思います。現在、ここは田と表記されていますけど、今は家庭菜園程度の何かをつくられているくらいです。何ら問題はないと思います。

審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の説明が終わりました。この件について、何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。意見がないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号19番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号20番です。事務局より説明をしてください。

事務局

受付番号20番でございます。

こちら申請人は議案に記載のとおりでございます。

申請物件につきましても、所在、地番、地目、面積については議案のほうで確認をお願いしたいと思います。

申請理由は、こちらのほうは生活必要関連施設がそろったところにあり、住宅建設希望者が多い地域であるため、宅地造成、分譲をするというものでございました。

施設面積は、分譲の住宅用地3区画及び専用道路、周囲の擁壁で、896㎡です。

こちらの申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められる用途地域内でございますので、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、借用書が事業費を超過しているため、適当と判断しております。なお、貸主側につきましては、金融機関の残高証明書が貸付額をオー

パーしているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年12月15日着工予定ということで、これも適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、住宅用地3区画になっておりまして、個人住宅の基準面積500㎡を3区画それぞれ下回っており、その他、道路用地及び擁壁ということで、適当と判断しております。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地4筆は東側の水路を除いたほか3方向の土地よりも60センチほど低いいため、盛り土の前の水路との境にコンクリートブロックの擁壁をつくって近隣農地への土砂流出はしないように十分注意して工事をするというごさいました。また、住宅の建築の基準法にのっとり、敷地の境界から十分離して建てるということで、日照、通風、耕作への影響はないということごさいました。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は道路側の側溝に放流するというごさいます。

以上で、受付番号20番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。補足説明を担当委員の6番、濱崎委員にお願いをいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。場所はながす未来館の北側の土地になります。周辺も住宅地となっておりますので、今後、どんどん住宅が建っていく場所だと思えます。現在、もう耕作等はされていないようで、何ら問題ないと思えます。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成ですので、受付番号20番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局

次に進みます。受付番号21番です。事務局より説明をしてください。

それでは、受付番号21番ごさいます。

こちらのほうも、申請人ごさいますけれども、議案書に記載のとおりごさいます。

申請物件につきましては、所在、地番、地目、面積につきましては議案書のほうで確認をしてください。お願いいたします。

申請理由は、太陽光発電施設の建設、駐車スペースと作業道路となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているた

め、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年12月15日着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電パネル260枚、施設面積が426.02㎡と駐車スペースと作業通路ということで、適当というふうに判断しています。

転用の行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の形状を生かして太陽光発電施設を設置するというので、切り土、盛り土の工事は行わないため、周囲への土砂等の流出はないということをごさいました。また、施設につきましては、境界から十分離し、一定の間隔をあけて設置するため、日照、通風、耕作への影響はないということをごさいました。

その他でございますけれど、新たな排水はないということでございます。

以上で、受付番号21番の説明を終わります。

濱北会長
松野委員

ありがとうございます。ここで、補足説明を担当の5番松野委員にお願いします。5番松野です。場所は、資料の24ページ、25ページをごらんください。腹栄中学校の北側になります。池の周りがほとんど竹やぶになっていて、農地パトロールでは多分赤色の土地だったと思います。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございます。ただいま、事務局と担当委員の補足説明が終わりましたけど、何か質疑、質問等はございませんか。

土山委員

3番の土山なんですけど、ここの周囲の竹やぶは定期的に切らすとね。今、竹はどうなっとう。

松野委員

今、竹すごいです。境界がわからんぐらいすごいです。

土山委員

なら、定期的に切らんとだめね。

松野委員

だめですね。

濱北会長

ほかにありませんか。どうぞ。

池上(章)推進委員

六栄地区の池上ですけど、これ、学校への反射とかなかですか。影響とかは、

松野委員

学校まではちょっと距離がありますよね。反射までは.....。

事務局

学校等には、多分、問題ないかと思います。ここが一段高いので、学校より高い池との間に池等あるので、学校から見え.....。北側の小高いちょっとした丘のところですね。

池上(章)推進委員

校舎の、これ、今、竹やぶとか言われたところの、竹とか何とか切るとか言われたですね。

松野委員

竹やぶを切らんと、パネルは置けないですね。

池上(章)推進委員

それを切ったら反射とか何とかはないんですか。今、竹とか木とかがあれば反射がないかもしれないけど、それを切ってしまうても大丈夫ですか。あそこ、3階建てだったと思うんですけど。

事務局

腹栄中は3階建てですね。特別、多分問題は大丈夫かとは思っています。

濱北会長

ほかに委員の方、特にございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、県知事に意見を送付いたします。次に進みます。22番です。説明をしてください。

事務局

それでは、受付番号22番でございます。

申請人でございますけれど、議案書に記載のとおりでございます。

申請物件につきましては、所在、地番、地目、面積につきましては、議案書で確認をお願いしたいというふうに思います。

申請理由につきましては、個人住宅の建設となっております。なお、申請人は祖母と孫の関係です。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの借入手続案内が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年12月1日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地をコンクリートブロックにより土砂の流出、堆積、崩落等を防ぐということでございました。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は浸透ます及び側溝へ放流するというものでございました。

以上で、受付番号22番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。補足説明を、増岡委員をお願いします。

増岡委員

2番増岡でございます。26、27ページをごらんください。矢印で申請地と書いているところです。見ましたが、ちょうどこちらのほうの矢印しているところがちょっと道路より上のほうにあります。今、つくっていらっしやらないということで、また、この生活、孫さんとおばあちゃんの関係ということで、子供の養育とか生活環境がよいからということで、何らとても適当な場所にあるなと思っております。ここの西側のほうに道路が走っておりまして、汚水などはその側溝のほうに流すということで、どこも困らないと思いました。

あとは、もう事務局が説明されましたので、以上でございます。どうぞ御審議ください。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明と担当の増岡委員の補足説明が終わりました。この件について、何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号22番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして28ページです。議案第42号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第42号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

農用地利用集積計画というのは、農業経営基盤強化促進法で、市町村が集積計画を定めなければならないというふうになっております。計画を定めて、農業委員会のほうに決定をしていただくというような流れでございます。

それでは、42号の説明をいたします。

今回の申請につきましては、次の29ページが総括表ということで、こちらのほうがなっております。これは、平成29年の期間ごとの総括表にもなっておりますので、こちらのほうの確認をしていただけたらと思います。

1ページめくって30ページ、こちらに詳細が書いてございます。今回の借り手の一覧ということで、借り手の方のお名前等が載っております。こちらも確認をしていただければと思います。現在の耕作面積、今回の利用権の設定面積等が書いてありまして、あわせまして、今後の経営面積というところの合計がなっていると思います。

この内容の詳細につきましては、31ページ、どういうふうな形になっているということで、これがまた詳細になっております。

賃借権が31件。31ページのほうに賃借権、件数が左のほうに書いてありますけれど31件でございます。こちらが42筆あって、一番下の合計のところを見ていただくとわかるんですけども、賃借権が31件、42筆あって、5万1,281㎡が今回の分だということになります。

続きまして、32ページ、次のページをごらんください。

こちらが期間借地となっております。期間借地につきましては3件、5筆。一番下の合計のところを見ていただくとわかるんですけど、3件、5筆で6,647㎡ということになっております。これが内容ですね。

続きまして、33ページです。

こちらが使用の賃借権の設定ですね。こちらが2件。また合計のところを見ていただくと2件、4筆、面積のほうが2,525㎡となっております。

こちらのほうが総括表からの詳細の内容になっております。

簡単ではございますけれども、以上で議案第42号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質疑、質問等はありませんか。なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全委員賛成ですので、議案第42号は原案どおり承認し、決定をいたします。

以上で本日の提出議案は終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他御意見等は何かございませんか。何でも結構です。御意見等ございませんか。

どうぞ。

土山委員

3番の土山ですけど、先ほどちょっと説明がありましたけど、第1種農地は10ha以上の優良な農地だよね。それが、家は建つことはないけど、木とか植わってきて、なおかつ高齢化であんま手入れしとらんと。実際は第1種農地やけど、その用を達していないと。そういうときは、何年かに1回は見直しをするのかな、農業委員会としては、そういう規定はあつのかな。

事務局

第1種農地という形で、どこの農地が第1種農地とはなかなか限定はしづらいんですよ。「第1種農地がここ」というのは、さっきの農地区分の中で、農振農用地区という、皆さん御存じの青地、青地というのは地番で管理してあるんですよ。ただ、第1種農地というのは、青地の周辺からつながっていく白地ですね、転用可能なところが第1種農地になっていくんですよ。例えば転用で宅地ができたりして途中で寸断されれば、そこが2種に変わったりするんですよ。

土山委員

なら、見直しはなかわけ、5年に1回とか3年に1回というのはない。

事務局

ないです。そういうのはないです。

事務局

また詳しいのは、次の研修会で、ゆっくり聞いてください。

濱北会長

ほかに何かないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、事務局より連絡事項はないですか。

(その他事務局説明)

- 1 農業委員及び推進委員の連絡先の確認について
- 2 農業委員及び推進委員の担当地区について
- 3 今後の定例会について
- 4 活動記録セットについて

濱北会長

これをもちまして、平成29年度第8回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会(終了 午前11時19分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

議 長 _____ 印

議 長 _____ 印